

# 国民健康保険のしくみをお知らせします

## 問い合わせ 保険年金課

病気やけがをしたとき、安心してお医者さんにかかれるよう、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。これが国民健康保険(国保)です。国民健康保険(国保)は、こうした医療保険の一つで、加入者がお互いに助け合い、安心して医療が受けられる国民皆保険の根幹をなす制度です。

近年の急速な高齢化の進展、生活習慣病の増加、医療の高度化等に伴い医療費は急増し、大変厳しい運営を強いられています。加入者の皆さんは、医療費の一部を支払い医療を受けますが、残りの医療費は、国民健康保険税(保険税)として納付していただいたお金を財源として、医療機関へ支払っています。

今後とも安定した国保制度の維持運営のため、加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国保の加入・脱退  
届け出は14日以内に  
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

国保の加入・脱退  
届け出は14日以内に  
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

国保の加入・脱退  
届け出は14日以内に  
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

国保の加入・脱退  
届け出は14日以内に  
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

国保の加入・脱退  
届け出は14日以内に  
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

国保の加入・脱退  
届け出は14日以内に  
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

国保の加入・脱退  
届け出は14日以内に  
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

国保の加入・脱退  
届け出は14日以内に  
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

国保の加入・脱退  
届け出は14日以内に  
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

を受けることができます。次回は、いったん全額自己負担となりますが、保険年金課へ申請し審査で認められると自己負担を除いた保険給付分の金額をあとから支給します。

⑤海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)  
医療費が高額になったとき  
高額療養費、高額介護合算療養費

②70~74歳の方  
表3参照  
高額医療・高額介護合算療養費

①子どもが生まれたとき  
出産育児一時金42万円(医療機関への直接支払制度になります。差額が生じたときや、直接支払制度を利用しない方は、保険年金課で手続きをしてください)

②死亡したとき  
葬祭費  
5万円(葬祭を行った方への支給となります)

③死亡したとき  
葬祭費  
5万円(葬祭を行った方への支給となります)

①緊急時などやむを得ない理由により、保険証を提示せずに医療を受けたとき  
医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補装具代を負担したとき  
国保の取り扱いをしていない施設所で、医師が必要と認めた、はり、きゅう、マッサージを受けたとき  
骨折やねんざなどで国保の取り扱いをしていない柔道整復師の施術を受けたとき

②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補装具代を負担したとき  
国保の取り扱いをしていない施設所で、医師が必要と認めた、はり、きゅう、マッサージを受けたとき  
骨折やねんざなどで国保の取り扱いをしていない柔道整復師の施術を受けたとき

③国保の取り扱いをしていない施設所で、医師が必要と認めた、はり、きゅう、マッサージを受けたとき  
骨折やねんざなどで国保の取り扱いをしていない柔道整復師の施術を受けたとき

④骨折やねんざなどで国保の取り扱いをしていない柔道整復師の施術を受けたとき

⑤海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)  
医療費が高額になったとき  
高額療養費、高額介護合算療養費

⑥海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)  
医療費が高額になったとき  
高額療養費、高額介護合算療養費

⑦70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑧70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑨70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑩70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑪70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑫70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑬70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑭70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑮70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑯70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑰70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑱70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑲70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

⑳70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

㉑70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

㉒70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

㉓70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

㉔70歳未満の方  
表2参照  
一部負担金の減免、徴収猶予制度  
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となる場合があります。

表1 医療費の自己負担割合

義務教育就学前	2割
義務教育就学後~69歳	3割
70~74歳	2割(現役並み所得者は3割)(注1)

注1 現役並み所得者とは、本人を含む同一世帯内に住民税課税所得145万円以上の70~74歳の国民健康保険加入者がいる方です。

表2 70歳未満の方

適用区分(世帯内の国保加入者の年間所得合計)	1か月の医療費の自己負担限度額	入院時食事負担額(1食当たり)
ア 901万円を超える世帯、所得の申告をしていない方がいる世帯	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4回目以降140,100円	460円
イ 600万円超~901万円以下の世帯	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4回目以降93,000円	
ウ 210万円超~600万円以下の世帯	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降44,400円	210円 160円(注2)
エ 210万円以下の住民税課税世帯	57,600円 ※4回目以降44,400円	
オ 市民税非課税世帯(擬制世帯主含む)	35,400円 ※4回目以降24,600円	

注2 過去1年間の入院日数が91日以上で、申請して長期認定を受けた方。なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。

表3 70~74歳の方

適用区分	1か月の医療費の自己負担限度額		入院時食事負担額(1食当たり)
	外来(個人単位)	入院(世帯単位)	
現役並み所得者Ⅲ(注3)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4回目以降140,100円		460円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4回目以降93,000円		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降44,400円		
一般(注3)	18,000円 年間 144,000円	57,600円 ※4回目以降 44,400円	210円 160円(注2)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

注2 過去1年間の入院日数が91日以上で、申請して長期認定を受けた方。なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。  
注3 適用区分が「現役並み所得者Ⅲ」および「一般」の方は、「限度額適用認定証」を申請する必要はありません。

温泉水センター利用助成  
檜原村「数馬の湯」と奥多摩町「もえぎの湯」が入館料から300円割引、あきる野市「瀬音の湯」と日の出町「つるつる温泉」が入館料から200円割引(いずれも大人料金)で利用できます。利用券は保険年金課各市民センターで配布しています。

健康事業等



### 国民健康保険を支えているのは皆さんの保険税です

#### ■納税通知書を

7月初旬に送付します

国民健康保険(国保)に加入している世帯の世帯主へ、令和3年度国民健康保険納税通知書を7月初旬に送付します。

#### ■令和3年度の国民健康保険税

3年度の税率等は表1のとおりです。国保事業の安定的な運営を図るため、納税通知書の納期限を確認のうえ、国民健康保険税(保険税)の期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。コンビニエンスストアやスマートフォン決済でも納付できます。

#### ■均等割額の軽減

令和2年の所得が一定額以下の世帯を対象に、保険税の一部(被保険者均等割額)を減額する制度です。(表2参照)

世帯主(国保加入者でない世帯主も含む)および国保の加入者全員が住民税の所得申告を済ませている世帯に限られますので、所得がない方(被扶養者として申告されている方を除く)も必ず申告してください。なお、軽減を受けるために申請などの手続きは必要ありません。軽減割合は所得に応じて、7割・5割・2割となります。

#### ■非自営的失業者の保険税の軽減制度

対象 次の要件をすべて満たし失業等給付を受ける方  
①離職日が平成21年3月31

日以降である方

②離職日に65歳未満の方

③「雇用保険受給資格証」に記載される離職理由が次のいずれかの方  
▽特定受給資格者(倒産・解雇などの事業主の都合により離職した方)「離職理由コード:11、12、21、22、31、32」  
▽特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)「離職理由コード:23、33、34」

軽減額 前年の給与所得を100分の30とした額

軽減期間 離職日の翌日(翌年度末)  
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なり、国保加入中は軽減期間中に就職しても引き続き対象となりますが、他の健康保険に加入する等、国保を脱退すると終了します。

※資格喪失後、再び国保に加入した方は、軽減期間内であれば再度対象となりますので手続きをしてください。

手続き方法 雇用保険受給資格者証、保険証、個人番号が分かるものをお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)へお越しください。

#### ■保険税の納付は

便利な口座振替で  
口座振替は、自動的に納税ができ、納め忘れがなく便利です。希望する方は、口座名義人の預貯金通帳、

通帳の届け出印、納税通知書をお持ちのうえ、市内の取り扱い金融機関または収納課(市役所1階)で手続きをしてください。

市外の取り扱い金融機関に申し込む場合は、あらかじめ収納課で口座振替依頼書を受け取り、手続きをしてください。

■保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付がない場合は督促を行います。また、納期限から一定の期間が経過すると、延滞金が加算されます。それでも納付がない場合、通常の保険証の代わりに、有効期限の短い「短期被保険者証」や医療費が全額自己負担になる「被保険者資格証明書」が交付されることがあります。また、財産の差し押さえなどが行われます。

### 納付が困難な方は「ご相談ください」

保険税の納付が困難になった場合は必ず収納課へご相談ください。また、災害やその他特別な事情により納付が著しく困難な場合は、減免対象となる場合があります。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。

令和2年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予を承認されている方の承認期間は令和3年6月までです。

3年7月以降も保険料の免除・納付猶予を希望する方は、新たに希望する方は申請してください。

※市ホームページ(記事ID:510)を参照

◆継続申請を希望した方  
3年6月まで(令和2年度分)全額免除・納付猶予を承認されていて、申請時に翌年度以降の「継続申請」を希望した方は、申請をしなくても自動的に審査し、結果が日本年金機構から7月末以降、順次送付される予定です。

※希望した方でも失業等の理由で承認された方や4分の3免除、半額免除および4分の1免除が承認されている方は申請が必要です。

①免除制度  
本人、配偶者および世帯主それぞれの審査対象となる所得(表1参照)が一定額以下(表2参照)であれば申請することができます。承認されると全額免除や一部免除を受けることができます。

一部免除は、4分の3免除、半額免除および4分の1免除があります。  
受給資格期間 老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれます。  
年金額の計算 定められた率で減額された金額が計算されます。

### 令和3年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の手続きは7月から

令和2年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予を承認されている方の承認期間は令和3年6月までです。

3年7月以降も保険料の免除・納付猶予を希望する方は、新たに希望する方は申請してください。

◆継続申請を希望した方  
3年6月まで(令和2年度分)全額免除・納付猶予を承認されていて、申請時に翌年度以降の「継続申請」を希望した方は、申請をしなくても自動的に審査し、結果が日本年金機構から7月末以降、順次送付される予定です。

◆特別免除制度  
①失業(退職)を理由とする特例  
失業日(退職日の翌日)を含む月の前月分から翌年の6月分までに限り、退職者本人の所得を除外して審査します。雇用保険受給資格者証、離職票等の公的機関の証明書(写し)が必須です。

②天災を理由とする特例  
住宅、家財その他の財産

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの審査対象となる所得(表1参照)が一定額以下(表2参照)であれば申請することができます。承認されると全額免除や一部免除を受けることができます。

◆臨時特例措置  
新型コロナウイルス感染症の影響による所得見込み額で申請ができます。詳細はお問い合わせください。

◆申請に必要なもの  
マイナンバーまたは基礎年金番号が確認できるもの、本人確認書類(運転免許証等)、配偶者のマイナンバーが確認できるもの(本人と配偶者の世帯が別の場合)、特例免除制度を利用する場合の添付書類

◆日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」や「年金の支払いに関する通知書」が確認できます。毎年誕生日に送付される「ねんきん定期便」や、「年金振込通知書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」等の受給者通知の内容を確認できます。必要に応じて、パソコンに保存・印刷することもできます。

◆「ねんきんネット」は、ホームページで、利用登録(ユーザーIDの取得)が必要ですが、利用登録には基礎年金番号(年金手帳や年金証書に記載されている10桁の番号)、メールアドレス等が必要です。

### 「利用ください」「ねんきんネット」

「ねんきんネット」は、ホームページで、利用登録(ユーザーIDの取得)が必要ですが、利用登録には基礎年金番号(年金手帳や年金証書に記載されている10桁の番号)、メールアドレス等が必要です。

◆「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

◆「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

◆「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

◆「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

◆「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

◆「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

◆「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

◆「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

表1 令和3年度の税率等

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割率	5.80%	1.85%	1.65%
被保険者均等割額	29,900円	10,200円	10,500円
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

表2 令和3年度軽減対象世帯

7割軽減	5割軽減	2割軽減
世帯全体の所得が43万円+(給与・年金所得者数-1)×10万円以下	世帯全体の所得が43万円+(給与・年金所得者数-1)×10万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×28万5千円以下	世帯全体の所得が43万円+(給与・年金所得者数-1)×10万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×52万円以下

※給与・年金所得者数…一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方。ただし、専従者給与は除く)と公的年金等所得者(公的年金等収入が、65歳未満で60万円を超える方、65歳以上で125万円を超える方)の数  
※特定同一世帯所属者数…国保に加入していた方が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行したあとも75歳未満の方で引き続き国保加入者がいる世帯の場合は移行した後期高齢者医療制度加入者数をいいます。

表1

年度	免除・納付猶予を受けたい期間	審査対象となる所得
令和3年	3年7月~4年6月	令和2年

※申請時点から2年1か月前までの期間(すでに保険料が納付済みの月を除く)について申請できます。

表2

免除等の種類	所得基準	一部納付額(月額)
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	-
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4,150円
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8,310円
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	12,460円

※郵送可  
▽日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」や「年金の支払いに関する通知書」が確認できます。毎年誕生日に送付される「ねんきん定期便」や、「年金振込通知書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」等の受給者通知の内容を確認できます。必要に応じて、パソコンに保存・印刷することもできます。

▽「ねんきんネット」は、ホームページで、利用登録(ユーザーIDの取得)が必要ですが、利用登録には基礎年金番号(年金手帳や年金証書に記載されている10桁の番号)、メールアドレス等が必要です。

▽「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

▽「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

▽「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。

▽「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー(17桁の番号)、「ねんきん定期便」が届いてから3か月間有効)を使って、簡単に利用登録ができます。